## ５　いじめ対策の組織及び相談体制

### 平常時

校長 ― ふれあいポスト

副校長 ― 学校評議員

関係機関

教務主幹 ― 経営会議

昭島UD

**各学年・学級　　保護者・地域**
- ○ いじめに関する授業、集会
- ○ 児童への働きかけ、面接
- ○ いじめ実態調査の実施
- ○ ＳＣによる面接の実施
- ○ 校長講話、便り等による啓発

常時

**学校いじめ対策委員会（運営会議）**
校長　副校長　主幹教諭　主任教諭
特別支援教育コーディネーター
特別支援教室専門員　ＳＣ

月１回実施

**いじめ問題連絡協議会（生活指導全体会）**
全教員　ＳＣ　ＳＳＷ　外部専門家
特別支援学校のコーディネーター
特別支援教室専門員

学期１回実施

### いじめ発生時

いじめ発見 → 校長へ報告

**学校いじめ対策委員会（臨時招集）** → 市教委へ連絡

☆**学校サポートチーム**の設置により組織で対応
- ○ 事実確認調査、情報収集、窓口の一本化
- ○ 役割分担の決定、確認、全職員が迅速に動く
- ○ 被害児童の安全確保、保護者との連携
- ○ 加害児童・傍観者への指導、保護者との連携

子ども家庭支援センターとの連携

教育相談室ＳＳＷとの連携

被害児童
いじめの解消、観察・支援を継続

### 重大事態発生時

重大事態の発見 → 校長へ報告

**学校いじめ対策委員会（緊急招集）** ↔ 市教委へ即時報告 指示を仰ぐ

昭島市いじめ問題特別調査委員会
昭島市いじめ問題調査委員会

子ども家庭支援センターへ通告

渉外
マスコミ
ＰＴＡ
学校評議員
地域

★第三者からなる**緊急対応チーム**を設置する
→いじめ対策委員に加えて、養護教諭、警察、弁護士、医師、福祉士、ＰＴＡ役員、教育委員会、ＳＣ、ＳＳＷ、担任等で構成
- ○ 役割分担の決定、確認、全職員が迅速に動く
- ○ 被害児童の安全確保、保護者との連携
- ○ 加害児童・傍観者への対処、保護者との連携
- ○ 一般の保護者・地域社会への報告、啓発活動

教育相談室ＳＳＷとの連携・協力

学習適応教室での学習支援など

加害児童へは
別室での学習指導
出席停止も視野に

被害児童は
重大事態解決
対応・支援を継続